

航消協第3号
平成28年3月14日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁消防総監 } 殿
各政令指定都市消防局長 }

全国航空消防防災協議会
会長 小島 敏幸

航空法施行規則第194条第2項第5号に基づく爆発物等の輸送承認について（通知）

平素から当協議会の運営に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記輸送承認については、平成28年3月7日付け国空航第2268号をもって、別紙のとおり国土交通大臣から承認されましたので、所管の航空隊へ周知頂くようお願いいたします。

なお、爆発物等の輸送に当たっては、安全運航を基本に法令等に準拠し適切に対処するとともに、当該輸送状況等について、当協議会から国土交通大臣宛て報告することとされておりますので、下記事項に御留意の上、航空隊より御回答頂くようお願い申し上げます。

記

- 1 対象期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 2 輸送報告要領
別添様式-1 ヘリコプターに常時搭載している物件
年度当初に1回報告
別添様式-2 ヘリコプターで随時輸送した物件
各輸送月の翌月10日までに毎月報告
実績がない場合においても、その旨を連絡
- 3 メール報告 報告は、下記のメールアドレスに電子メールにて提出してください。
なお、上記様式に替えて、Excelファイルにより報告することもできます。

[回答先]

全国航空消防防災協議会事務局
(所在地) 千代田区永田町1-11-32
全国町村会館 西館5階
(電話) 03-3519-2526 (FAX) 03-3593-6533
(Eメール) jasa2@habataki.org

(別表1)

番号	品名				物品の物理的 化学的特性	規則第 194条第1 項に掲げ る物件の いずれに 該当する か	包装 方法 ()内は 技術上の 基準に従 えないも の	等 級	一物件あ たりの重 量又は容 量 ※重量・量 ()内は正 味重量	輸 送時の最 大 積 載個 数	そ の 他 参 考 と なる 事 項
	製品名	告示名	化学式	国連番号							
1	エンジンカッター	内燃機関 (引火性液体を燃料とするもの)	—	UN3166	—	9号 その他の有害物件	専用ケース	—	30kg	2	
2	チェーンソー		—	UN3166	—	9号 その他の有害物件	専用ケース	—	25kg	2	
3	削岩機		—	UN3166	—	9号 その他の有害物件	専用ケース	—	40kg	2	
4	発電機		—	UN3166	—	9号 その他の有害物件	専用ケース	—	95kg	2	
5	油圧ポンプ 救助器具		—	UN3166	—	9号 その他の有害物件	専用ケース	—	70kg	2	
6	船外機		—	UN3166	—	9号 その他の有害物件	専用ケース	—	55kg	1	
7	小型動力ポンプ		—	UN3166	—	9号 その他の有害物件	専用ケース	—	120kg	2	
8	草刈り機		—	UN3166	—	9号 その他の有害物件	専用ケース	—	15kg	1	
9	燃料給油用ポンプ		—	UN3166	—	9号 その他の有害物件	専用ケース	—	30kg	1	
10	オートバイ	車両 (引火性液体類を燃料とするもの)	—	UN3166	—	9号 その他の有害物件	—	—	100kg	2	
11	蓄電池 (漏れ防止型のもの)		—	UN2800	—	8号 腐食性物質	専用ケース	—	70kg	1	
12	潜水具、呼吸器、ジャッキ、エアソーエカッター、放水銃用圧縮空気	空気(圧縮されているもの)	—	UN1002	非引火性の気体であって燃焼を支える	2号ハ その他ガス	高圧容器(保護キャップ付き)	—	20kg (空気 6kg)	20	エアソー圧縮空気式切断器
13	酸素 (圧縮されているもの)		O ₂	UN1072	非引火性の気体であって燃焼を協力を支え、火災を助長する	2号ハ その他ガス	高圧容器(保護キャップ付き)	—	15kg (酸素 2kg)	20	
14	アセチレン	アセチレン	C ₂ H ₂	UN1001	引火性の気体であって点火源や衝撃により分解、爆発する	2号イ 引火性ガス	高圧容器(保護キャップ付き)	—	5kg (アセチレン 0.5kg)	2	

(別表1)

15	救命ボート	救命器具(膨張式のもの)	—	UN2990	引火性、爆発性なし 不燃性で毒性は弱い 高濃度の場合には麻酔作用がある	9号 その他有害物件	専用ケース	—	2.2 kg (炭酸ガス 3 kg)	2.0	
15-2	救命ボート		—	UN2990				—	1.9 kg (炭酸ガス 3 kg)	1.0	
16	ライフジャケット		—	UN2990	引火性、爆発性なし 不燃性で毒性は弱い 高濃度の場合には麻酔作用がある	9号 その他有害物件	専用ケース	—	2.2 kg (炭酸ガス 3 kg)	2.0	
17	自動膨張式救命浮き輪		—	UN2990	引火性、爆発性なし 不燃性で毒性は極めて弱い	9号 その他有害物件	専用ケース	—	0.1 kg (フロンガス 0.04 kg)	2.0	
18	プロパン		CH_3C H_2CH_2	UN1978	引火性、爆発性の 気体で、爆発性混 合ガスを作りやす い	2号イ 引火性ガ ス	高圧容器 又はカー トリッジ 式ガスボ ンベ(JIA 認証のあ るものに 限る)	—	1.0 kg (LPG 5 kg)	1.0	
19	火薬式救命索発射銃用薬莢	砲用空砲	—	UN0014	火薬を含有し、救 出用ロープを渡せ る設計	1号 火薬類 (1.4S)	専用 ケース	—	2.7 kg (0.5 g)	1.0	
20	タービンエンジン用航空燃料		—	UN1863	引火性の気体であ って点火源により 燃焼する	3号 引火性液 体	(銅製 ドラム 缶)	3	1.90 kg (200 g)	5	JET A-1
21	ガソリン		—	UN1203	引火点-18℃以下 揮発性を有し、非 常に特徴のある臭 気を有する	3号 引火性液 体	(油類運 搬用金属 缶)	2	1.7 kg (20g)	2.0	
22	エタノール		C_2H_5 OH	UN1170	常温で引火性の蒸 気を発する	3号 引火性液 体	樹脂製 ボトル	3	0.5 kg (0.5g)	1.0	
23	混合燃料 (ガソリン と2サイクル オイルの 混合)	その他引火性 液体 (他の危険性 を有しないも の)(他に品 名が明示され ているものを 除く)	—	UN1993	引火性の気体であ って点火源により 燃焼する	3号 引火性液 体	(油類運 搬用金属 缶)	3	1.7 kg (20g)	2.0	
24	2サイクル オイル	重油	—	UN1202	引火性の気体であ って点火源により 燃焼する	3号 引火性液 体	(油類運 搬用金属 缶)	3	2.1 kg (20g)	2.0	
25	作動薬包		—	UN0323	火薬を含有し、効 率的な破碎作業を 行えるように設計 されたもの	1号 火薬類 (1.4S)	専用 ケース	—	1.0 kg	1	安全監視員はコン クリート破碎作業主 任者講習受講者
26	発煙信号筒		—	UN0197	料薬を含有し、煙 で信号効果を生ず るように設計され たもの	1号 火薬類 (1.4G)	専用 ケース	—	2 kg	2.0	
27	航空機用 信号炎管		—	UN0093	料薬を含有し、煙 で信号効果を生ず るように設計され たもの	1号 火薬類 (1.3G)	専用 ケース	—	1.6 kg	2.0	

(別表1)

28	ディーゼル油	ディーゼル油	—	UN1202	引火点21～55℃ 茶色のわずかに粘 ちよう性の液体 特徴的な臭気	3号 引火性液 体	(油類運 搬用金属 缶)	3	18kg (20%)	20	
29	灯油		—	UN1223	引火点37～65℃ 無色～淡黄色液体 特異臭	3号 引火性液 体	(油類運 搬用金属 缶)	3	18kg (20%)	20	
30	エ ア ゾ ー ル	バンド ー29D	シクロペ タン イソオク タン エタノー ル メタノー ル ブタン	UN1950	形状：液体 色：無色透明 シクロペタンとして 沸点：49.262℃ 引火点：-20℃ イソオクタンとして 沸点：99.25℃ エタノールとして 沸点：78.3℃ メタノールとして 沸点：-93.9℃ ブタンとして 沸点：-138.35℃	2号イ	専用ケー ス	—	重量 410g 容量 420ml	2	A145 廃棄のエアゾー ルは輸送禁止
		CRC556	LPGガス 石油蒸留 物 鉍物油 防錆剤	UN1950	形状：液体 色：明るい琥珀色 沸点：193℃ 引火点：79℃	2号イ	専用ケー ス	—	重量 330g 容量 320ml	2	A145 廃棄のエアゾー ルは輸送禁止
		WD-40	脂肪族 炭化水素 石油ベー スオイル LVP 脂肪族炭 化水素 二酸化炭 素 界面活性 剤	UN1950	形状：液体 色：明るい琥珀色 沸点：183～187℃ 引火点：49℃	2号イ	専用ケー ス	—	重量 340g 容量 277ml	2	145 廃棄のエアゾー ルは輸送禁止



承 認 書

全国航空消防防災協議会

会長

小島 敏幸 殿

平成28年2月22日付け航消協第2号で申請のあった下記物件を乗組員室と同区画に積載し輸送すること等については、航空法施行規則第194条第2項第5号の規定に基づき、申請書のとおり承認する。

なお、申請内容に相違し、告示の規定及び輸送の安全の確保のために必要な措置等に不具合が認められた場合は、是正措置又は新たな条件を付加することがある。

記

1. 品名及び国連番号

品名	国連番号
内燃機関 (引火性液体を燃料とするもの)	UN3166
車両 (引火性液体類を燃料とするもの)	UN3166
蓄電池 (漏れ防止型のもの)	UN2800
空気 (圧縮されているもの)	UN1002
酸素 (圧縮されているもの)	UN1072
アセチレン	UN1001
救命器具 (膨張式のもの)	UN2990
プロパン	UN1978
砲用空砲	UN0014
タービンエンジン用航空燃料	UN1863
ガソリン	UN1203
エタノール	UN1170
その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの)	UN1993
重油	UN1202

作動薬包	UN0323
発煙信号筒	UN0197
航空機用信号炎管	UN0093
灯油	UN1223
エアゾール (引火性のもの)	UN1950

2. 承認期間 平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで

平成28年3月7日

国土交通大臣

石井 啓

